

使用料金のご案内

鹿児島市民体育館

1. 本館専用使用料

使用区分			使用料			摘要
			午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
使用者 が入場 料を徴 収しな い場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	児童・ 生徒の 団体	720円	1,200円	960円	照明設備使用料 1時間につき 3分の1使用 440 円 3分の2使用 880 円 全面使用 1,320 円
		上記以 外の団 体	1,440円	2,400円	1,920円	
	営利又は宣伝を 目的としない文 化的催物に使用 する場合	3,240円	5,400円	4,320円		
	その他の場合	5,580円	9,300円	7,440円		
使用者 が入場 料を徴 収する 場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合		3,420円	5,700円	4,560円	
	営利又は宣伝を 目的としない文 化的催物に使用 する場合		9,810円	16,350円	13,080円	
	その他の場合		18,540円	30,900円	24,720円	

2. 補助体育館専用使用料

補助体育館専用使用料は、本館専用使用料の5割相当額とする。

3. 一部使用料

種別	単位	使用料		摘要
バレーボール	1面1時間	児童・生徒	150円	ボールは除く
		一般	300円	
バスケットボール	"	児童・生徒	170円	"
		一般	350円	
バドミントン	"	児童・生徒	70円	ラケット、シャトルコックは除く
		一般	150円	
卓球	1台1時間	児童・生徒	50円	ラケット、ボールは除く
		一般	100円	
テニス	1面1時間	児童・生徒	120円	"
		一般	250円	
ハンドボール	"	児童・生徒	200円	ボールは除く
		一般	410円	

4. テニスコート使用料

使用区分		使用料 (1面1時間につき)	摘要
使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒の団体	100円
		その他の場合	200円
	その他の場合	400円	
使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,000円	
	上記以外の団体	2,000円	

備考

- 「児童・生徒の団体」とは、幼稚園児、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者の団体をいう。
- 使用許可時間を超過した場合の当該超過した時間の使用料及び使用許可時間を繰り上げて使用した場合の当該繰り上げた時間の使用料は、1時間（1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。）につき、当該使用区分の使用料の1時間当たりの額とする。
- 使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。
- 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

